平成２５年（フ）第２９号
奈良県香芝市逢坂７丁目204番地５　クリスタルコートＥＬＬＥ　Ａ101号
債務者　伊藤　直樹
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
奈良県葛城市勝根235番地９　サントーマンション101号、前住所奈良県葛城市今在家231番地１
債務者　日高　照浩
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
奈良県磯城郡川西町大字下永1256番地の６
債務者　川﨑　和幸
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
奈良県橿原市中町185番地の４
債務者　綛田由華子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2435番地の10
雇用促進２号棟406号
債務者　中野　知子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第１０７号
福岡県大牟田市大字橘116番地３
債務者　原田　祐樹
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第１１８号
福岡県大牟田市大字吉野893番地１
債務者　宮地　勤也
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第８号
山口県宇部市上町２丁目３番13―201号
オーヴィジョン宇部新川ステーションサイド
債務者　河田日出夫
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第９号
山口県宇部市西宇部北５丁目15番９号
債務者　東　　宏樹
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１０号
山口県宇部市上町２丁目３番13―201号
オーヴィジョン宇部新川ステーションサイド
債務者　福間　基裕
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第２５４３号
名古屋市昭和区桜山町５丁目95番地の１
フォレスト桜山501号
債務者　谷口　　正
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３９号
静岡県富士宮市田中町174番地、前住所静岡県富士市大淵2249番地の62
債務者　川邊　満司
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第９７号
福岡県大牟田市大字歴木1234番地７
債務者　小篠　和子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第２５号
函館市富岡町３丁目40番16号
債務者　田中　直彦
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第６５号
函館市宮前町20番18号
債務者　小川眞智子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第５号
山口県山陽小野田市大字郡591番地２、従前の住所山口県山陽小野田市大字郡591番地３
債務者　高記まり子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第６号
島根県出雲市渡橋町360番地１レオパレスせいゆう210、前住所福岡県大牟田市龍湖瀬町８番地32
債務者　堤　　宣大
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
松江地方裁判所出雲支部